

令和 5 年度 第 2 回
寝屋川市都市計画審議会
議 事 録

日時 令和 6 年 2 月 9 日（金）
午前 10 時 00 分から午前 11 時 40 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 4 階 第一委員会室

○出席者

①都市計画審議会委員 15名中11名出席

②理事者 田中副市長、竹本2軸化事業本部長代理

③事務局 2軸化事業本部 監物次長兼課長、松下次長兼課長
梶係長、守分係長、倉橋副係長
田中、伊藤

住宅政策課 末吉課長、荒垣係長

④傍聴者 4名

○議事内容

案件(1) 議案第163号

東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（市決定）

案件(2) 議案第164号

東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（市決定）

○報告案件

・寝屋川市立地適正化計画の改定（骨子）について

令和5年度 第2回 寝屋川市都市計画審議会 議事録

事務局

定刻となりましたので、只今より、「令和5年度第2回寝屋川市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ、当審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会進行をさせていただきます2軸化事業本部の松下でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、進行上でのお願いでございますが、携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないように御協力をお願いします。

本日の出席状況でございますが、加嶋委員、桂木委員、小嶋委員、中村委員より、御欠席の御連絡をいただいておりますので、委員15名のうち11名の御出席をいただいておりますので、寝屋川市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことを、御報告いたします。

なお、桂木委員の代理として、寝屋川警察署交通課長の佐野弘幸様に、小嶋委員の代理として、寝屋川消防署副参事の古川昌純様に御出席をいただいております。

また、当審議会は、公開となっております。傍聴が可能となっておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、審議をお願いする案件に加えて、報告として、今後、審議をお願いする予定の案件についての進捗状況を報告させていただくこととしております。

それでは、開会に当たりまして、田中副市長より御挨拶申し上げます。

副市長

おはようございます。副市長の田中でございます。

都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私何かと御多忙の中、令和5年度第2回寝屋川市都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、平素より本市市政の推進に格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、心から厚く御礼申し上げます。

まず、本年1月1日に令和6年能登半島地震が発生し、被災された方々に、心から御見舞いを申し上げます。

本市といたしましても、災害に強いまちづくりに、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日、お諮りさせていただきます案件は、「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定」、「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定」の2件と、報告案件は「寝屋川市立地適正化計画の改定（骨子）について」の1件でございます。

内容につきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、寝屋川市が市内外から選ばれる、安全安心で、魅力ある都市として発展し続けるために、委員の皆様方におかれましては、幅広い見地から御意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。恐れ入りますが、ここで副市長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配布をさせていただいております資料の確認でございます。

事前に配布をさせていただいておりますのが、次第、配席図、寝屋川市都市計画審議会委員名簿、都市計画審議会条例、議案書、審議会資料、東大和町（A街区）地区防災街区整備事業の市民説明会及び公聴会の参考資料、寝屋川市立地適正化計画の改定（骨子）についての報告資料、以上、資料をお持ちでない方や不足のある方はお申し出いただきますようお願いいたします。

また、当日資料として配布させていただいているものがございます。東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定に対する意見書の要約を、当日資料として配布させていただいております。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議録につきましては、後日、市のホームページ、市役所情報コーナーで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の案件に入らせていただきます。
榑会長、進行の方、よろしくお願いいたします。

会長

皆様、おはようございます。本日もよろしくお願ひします。
それでは、案件に入らせていただきます。

まず、案件(1) 議案第 163 号「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定」及び案件(2) 議案第 164 号「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定」につきまして、こちら両案件は関連がございますので、一括で説明を受けたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、議案第 163 号及び議案第 164 号につきまして、事務局から一括で説明してください。

事務局 2 軸化事業本部の倉橋です。

それでは、案件(1) 議案第 163 号「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（市決定）」及び案件(2) 議案第 164 号「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（市決定）」について、関連がございますので、一括で御説明いたします。

説明は、前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の 1 ページから 8 ページ、資料の 1 ページから 8 ページでございます。

始めに、東大利町（A 街区）地区の位置図です。

資料の 2 ページ目の下段を御覧ください。

今回、定めようとしております東大利町（A 街区）地区は、寝屋川市東大利町地内で、京阪本線寝屋川市駅から西へ約 200 メートルに位置し、地区の北側は都市計画道路対馬江大利線、東側は友呂岐水路に面した赤枠で囲われた区域でございます。区域の面積は、約 0.4 ヘクタールでございます。

次に、東大利町（A 街区）地区の取組状況でございます。

資料の 3 ページを御覧ください。

東大利町（A 街区）地区の取組状況につきましては、都市計画道路対馬江大利線の事業認可を契機に大利商店街振興組合や東大利町自治会などが中心となり、平成 28 年 7 月に「寝屋川市駅西地区まちづくり勉強会」が設立され、密集住宅地区の解消や防災上の向上を目指したまちづくりの候補地とし

て、令和3年度に具体的にまちづくりを検討するために「寝屋川市東大和町（A街区）まちづくり協議会」が設立され、防災街区整備事業の事業化に向けた検討が進められました。令和4年9月には、「寝屋川市東大和町（A街区）防災街区整備事業準備組合」が設立され、事業協力者の募集、選定が行われ、令和5年2月に事業協力者として、株式会社長谷工コーポレーションと準備組合において協定書が締結されております。

次に、防災街区整備事業について、説明させていただきます。防災街区整備事業は、密集市街地内において、特定防災機能の確保と土地の健全な利用を図るため、建築物への権利変換による土地、建物の共同化を基本とし、既存の建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行うものでございます。下の図は、左が事業前、右が事業後をイメージしたものでございます。既存の建築物を除却し、土地利用の高度化を図って、防災施設建築物いわゆる共同住宅、区画道路等の公共施設を整備するものでございます。

防災街区整備事業に当たっては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集法」といいます。）第118条第1項第1号の規定により、特定防災街区整備地区もしくは防災街区整備地区計画の区域内で行う必要があり、防災街区整備地区計画においては、耐火建築物又は準耐火建築物の制限や敷地面積の最低限度を定める必要があり、東大和町（A街区）地区が含まれる密集住宅地区の池田・大和地区の対象面積は約66ヘクタールと広大で、権利者の合意形成が困難であることから、東大和町（A街区）地区の同じ区域とする特定防災街区整備地区の都市計画を定めるものでございます。

議案書の1ページ、資料の4ページを御覧ください。

それでは、東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（市決定）につきまして、説明させていただきます。

議案書の2ページを御覧ください。

都市計画を定める理由でございます。東大利町（A街区）地区は、寝屋川市中央部、京阪本線「寝屋川市駅」の西側の密集住宅地区（池田・大利地区）内に位置し、交通の利便性と安全性の向上を図り、延焼遮断帯として効果を高める寝屋川市駅につながる整備重要路線の都市計画道路対馬江大利線と隣接し、当該地区内の建築物の不燃化を強化し、延焼防止等の機能向上が見込まれる地域であります。そこで、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区の都市計画決定を行うものでございます。

次に、特定防災街区整備地区に係る計画書です。

議案書の3ページ、資料の5ページでございます。

特定防災街区整備地区の都市計画に定める事項につきましては、都市計画法第8条第3項第1号及び第3号、密集法第31条第3項各号の規定により、種類として、東大利町（A街区）特定防災街区整備地区、位置は寝屋川市東大利町地内、面積は約0.4ヘクタールでございます。また、建築物の敷地面積の最低限度は100平方メートルとしております。壁面の位置の制限、建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度いわゆる間口率、建築物の高さの最低限度については、本地区内には防災都市計画施設と定められている施設がないことなどから、定めないこととしております。

次に、特定防災街区整備地区の区域でございます。

議案書の4ページでございます。

特定防災街区整備地区の区域は、都市計画法第8条第3項

第 1 号及び密集法第 31 条第 2 項の規定により定める区域は、赤枠で囲われた区域としております。

次に、議案書の 5 ページ、資料の 6 ページでございます。

それでは、東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（市決定）につきまして、説明させていただきます。

議案書の 6 ページを御覧ください。

都市計画を定める理由でございます。先程、御説明いたしました特定防災街区整備地区の決定と同様の理由により、防災街区整備事業の都市計画決定を行うものでございます。

次に、防災街区整備事業に係る計画書です。

議案書の 7 ページ、資料の 7 ページでございます。

防災街区整備事業の都市計画に定める事項につきましては、都市計画法第 12 条第 2 項及び密集法第 120 条第 2 項各号の規定により、名称として、東大利町（A 街区）防災街区整備事業、位置は寝屋川市東大利町地内、面積は約 0.4 ヘクタールでございます。また、公共施設の配置及び規模について、区画道路につきましては、区画道路 1 号線、区画道路 2 号線、区画道路 3 号線とし、各道路の幅員や延長については、記載のとおりでございます。防災施設建築物の整備に関する計画につきましては、構造を鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等による耐火建築物とし、高さ、配列については、本地区内において防災都市計画施設が定められていないことから、定めないこととしております。

次に、防災街区整備事業の区域でございます。

議案書の 8 ページでございます。

防災街区整備事業の区域は、都市計画法第 12 条第 2 項の規定により定める区域は、赤枠で囲われた区域としております。先程の特定防災街区整備地区の区域と同じ区域でございます。また、区画道路は、本地区の西側に緑色の区画道路 1

号線、南側にオレンジ色の区画道路 2 号線、東側にピンク色の区画道路 3 号線を、それぞれ配置しております。

都市計画の案の説明は以上でございますが、都市計画の手続きにつきまして、説明させていただきます。

資料の 8 ページでございます。

令和 5 年 9 月 14 日に市民説明会を行い、令和 5 年 10 月 12 日に都市計画公聴会を開催しております。令和 5 年 12 月 11 日から令和 5 年 12 月 25 日までの間に、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を行っております。

次に、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧の結果につきまして、御報告させていただきます。

令和 5 年 12 月 11 日から令和 5 年 12 月 25 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供した結果、東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（市決定）について、1 名から意見書の提出がございました。なお、東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定につきましては、意見書の提出はございませんでした。

次に、資料の 9 ページでございます。

東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（市決定）の縦覧において、1 名から提出のあった意見書の要約について、説明させていただきます。

資料の 10 ページを御覧ください。

提出のあった意見書の要約でございます。意見書は長文でありますので、要約させていただいております。なお、意見書につきましては、個人情報に関わる部分を消した全文の写しを、資料の 12 ページ以降に添付しております。

それでは、意見書の要約につきまして、「A」さんの意見でございます。

1 つ目、寝屋川市東大利町 92 番 2 及び同 93 番 8 の土地（以

下、「本件土地」という。)を事業区域に含めた場合と含めない場合の防災効果の差異を明らかにしてもらいたい。

2つ目、寝屋川市東大利町(A街区)防災街区整備事業準備組合(以下、「本件準備組合」という。)には、定款や議事録等が存在せず、議案書は存在しますが、総会の出席者数、委任状出席者数等が不明であり、総会が成立したか、いかなる議案が可決されたか不明である。寝屋川市は、本件準備組合をいかなる根拠に基づき、いかなる性質の団体として取り扱っているのか。

3つ目、密集市街地における防災街区の整備に関する法律第118条第1項第2号の「当該区域内にある耐火建築物等又は準耐火建築物等の延べ面積の合計が、当該区域内にある全ての建築物の延べ面積の合計のおおむね三分の一以下であること」について、本件事業に関する建築計画概要書その他資料を踏まえると、対象区域における割合は2,094.01平方メートル割る3,165.92平方メートルは66.14パーセントと計算され、所定の要件を充足するのか。

4つ目、令和4年7月11日発行の寝屋川市駅西地区まちづくりニュース(第5号)において、まちづくり協議会の対象区域は、本件土地は含まれていないが、令和5年7月9日に本件土地が対象区域となった。事前連絡もなく、意見の機会もない。この対応に至る手続きは法令に則ったものか。

5つ目、令和4年11月15日付け支援要請に「本件準備組合の運営等に関する支援が必要不可欠であることから、市からの本事業への技術的支援等を要請します。」と明記され、他方、「本件事業の予算等は、事業組合が認可後、管理費、修理積立金等は事業組合が検討される。」とされており、本件準備組合が赤字に陥った場合は、事業自体が頓挫し、損害が生じることが危惧される。寝屋川市として、本件準備組合の予算

や活動について、どのように管理監督をされているのか、またはされる予定なのか。

という意見でございます。

本日、配布いたしました「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に対する意見書の要約」において、市の考え方をお示しさせていただいておりますの御覧ください。

「A」さんの意見に対する市の考え方としましては、

まず、1つ目の項目につきましては、寝屋川市東大利町92番2と同93番8の土地は、都市計画道路対馬江大利線に接しており、当該地を含めた地区内の建築物の不燃化を強化し、一体的な整備を行うことで、より一層の延焼防止上の機能が向上するものと考えております。

次に、2つ目の項目につきましては、本件準備組合は、密集法第133条に基づく防災街区整備事業組合（以下、「事業組合」という。）の設立に向けた宅地の所有者又は借地権者で構成する準備組織であり、準備組合の規約、総会の議案書及び議事録は、準備組合において作成及び保存されるものです。

次に、3つ目の項目につきましては、密集法第118条第1項第2号の「当該区域内にある耐火建築物等又は準耐火建築物等の延べ面積の合計が、当該区域内にある全ての建築物の延べ面積の合計のおおむね三分の一以下であること」について、地区内の耐火建築物又は準耐火建築物等は、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証により確認できた建築物、外観目視などにより防火性能を確認できた建築物の延べ面積の合計910.81平方メートルを当該区域内にある全ての建築物の延べ面積の合計3,165.92平方メートルで除した割合は28.77パーセントであり、三分の一以下であることについて、事業組合の設立の認可権者である大阪府に協議し、確

認しております。

次に、4つ目の項目につきましては、防災街区整備事業の施行区域については、当該地区内の建築物の不燃化を強化し、延焼防止等の機能向上が見込まれる施行区域として適切に設定しており、令和5年9月14日に市民説明会を開催し、公聴会や縦覧等、都市計画法に基づく都市計画手続きを行っております。

最後に、5つ目の項目につきましては、本件準備組合は防災街区整備事業の施行に向けた準備組織であり、密集法第136条第1項に基づき、施行地区内の宅地の所有者又は借地権者は定款及び事業計画を定め、大阪府知事の認可を受けて事業組合を設立し、密集法第142条に基づき、事業組合は認可により成立することとなっており、準備組合における予算等については、密集法第263条に基づき、防災街区整備事業に要する費用は、事業組合の負担となっていることから、事業組合の設立により事業組合へ引継ぐことが通例であります。また、密集法第273条に基づく、準備組合からの技術的援助の支援要請であり、寝屋川市が本件準備組合の管理監督を行うものではありません。

意見書の要約及びその意見に対する市の考え方の説明は、以上でございます。

なお、参考資料といたしまして、都市計画法第17条に基づく案の縦覧に先立ち、令和5年9月14日に開催した東大和町（A街区）防災街区整備事業に係る都市計画素案の市民説明会の質疑、意見等に対する市の回答、見解等の議事録の要旨を記載しております。また、令和5年10月12日に開催しました、「令和5年度 第1回 寝屋川市都市計画公聴会」において、1名の方から意見が述べられました。その公聴会の速記録及び公述人が述べられた都市計画案に係る意見の概要並

びに意見に対する寝屋川市の考え方を記載しております。市民説明会及び公聴会の内容につきましては、都市計画法第17条に基づく案の縦覧期間中に市ホームページに掲載しております。参考資料の詳細な説明は省略させていただきます。

以上で、案件(1) 議案第163号「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定(市決定)」と、案件(2) 議案第164号「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定(市決定)」の説明を終わります。

会長 ただいま、議案第163号及び議案第164号の説明が終わりました。これより、内容について、御質問をお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

委員 東大利町の現場を見た率直な感想だが、道路が既に4メートルある箇所もあり、一戸建ての家も多く、マンションもあり、私が今まで見てきた古い木造住宅の密集地という感じがしない。池田・大利地区の密集住宅地区にも色々あると思うが、この場所を密集市街地というには違和感を覚えるが、どのように考えているのか。

会長 事務局より、回答をお願いします。

事務局 密集住宅地区として、池田・大利地区は66ヘクタールの区域を指定しております。東大利町(A街区)地区は、この密集住宅地区に入っており、都市計画道路対馬江大利線の整備をきっかけに、地元の方々に検討されて、防災街区整備事業という手法を用いた整備を考えられているということでございます。

委員 新しい道路の建設に伴う整備であることは理解している。
14階建てのマンションや付属の駐車場・駐輪場の建設が予定されているとのことだが、私の感覚でいえば、今ある家を壊してまで、一つの建物に集約させる必要があるのかという率直な感想がある。そのあたりはどのように検討されているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 現在は、法律や条例に則った中で出来得る範囲での検討が行われているところです。詳細な設計については、今後、地元の方々とお話をしながら、地権者が決めていくこととなりますが、事業の目的でもあります、耐火建築物での延焼遮断、一定の空地の整備、道路の拡幅も含めて、防災機能の向上を目指して、計画が進められているところでございます。

委員 確かに、不燃化や災害に強くすることが密集解消につながる。しかし、私の意見としては、もし仮に14階建てのマンションになったとしても、密集解消になるのか。むしろ密集が増えるのではないか。横の密集ではなく、縦の密集。萱島地域で、日本で初めての防災街区整備事業が実施されたが、文化住宅を除却して、低層の住宅に建て替えた。そのような経験から見ると、違うのではないかと率直に思っている。これはどう考えるか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 マンション、共同住宅を検討されておりますが、建物自体が耐火建築物であり、延焼遮断として効果があると考えてお

ります。過去の地震等による燃え広がりを見ていると、建物がある程度の高さを持ち、間口を広くとることで、延焼遮断に効果があると考えるところです。建物の中の住戸も、一つ一つ防火の区画がなされるものであるため、一戸で火災が起きた際に、隣に燃え広がることは考えにくい構造になり、防火的にも効果はあると考えています。

委員 地権者の多くは、土地を手放した上で、マンションに入居されることになると思うが、固定資産税も上がるし、将来的にはマンションの建替えのことも考えないといけない。メリットだけでなく、デメリットについても、地権者の中で十分に議論されているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 全体的な説明は、総会等で行っており、資産については、準備組合にて個別の面談をされているところです。新しい建物に入居してもらうことを基本としつつ、希望によっては、転出という形で別の場所に移ってもらう手法もございます。皆さんの希望に沿うように、個々の事情を聴かれている状況でございます。

委員 今のままであれば将来もずっと土地は残るが、マンションにした場合、土地として残らず、集約化した場合、価値が下がってしまうということが出てくる。良いことばかりでなく、それも含めて議論していかないといけない。マンションを建てて儲かるのはデベロッパーである。住民の皆さんが継続して住めるように、財産を守っていくことが大事で、十分に議論していただくことが大事だと思う。事業組合になっていく

上で、どのような合意形成を図られているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 法律の趣旨として、防災、住環境の整備と地権者の生活再建も謳われておりますため、きちっと守って進めていきたいと思えます。合意状況につきましては、地権者とお話をしている中、概ね 80 パーセントの賛同を得ており、前向きに検討していただいているところです。賛同をいただいていない方につきましても、丁寧な説明等を行い、御協力いただけるよう話し合いを続けられるものと考えております。

委員 住民の総意として整備を行うのであれば、私も異論はないのだが、メリットもデメリットもあるため、よく議論して、慎重に対応することが非常に大事と思うので、そのあたりを十分に考慮した上で対応してほしいことを強く申し上げる。

従来から言っているが、密集住宅事業、防災街区整備事業、は、借家人は除外であり、地主や家主しか、意見を言うこと、説明を受けることができない。住民の多数は借家人であるが、借家人の意見が聞かれることはない。寝屋川市を責めても仕方がないことだが、これが現状である。借家人の居住権をどうするか、考えないといけない。そういった人が継続して住めるように、十分に考慮すべきことだと考えているが、これはどうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 借家人につきましても、法律の趣旨として、借家人の居住の安定の確保という生活再建が謳われております。権利者に

はなれませんが、大家さんを通して、借家人の方の御希望を聴かせていただき、マンションへの入居、地区外への転出だけでなく、公営物件の斡旋も行いつつ、御希望に沿えるように支援していきたいと考えております。

委員

萱島東地域で建て替えがなされた時に、受け皿として、府営住宅を造る、供給公社の住宅を造る等をセットとした経験もある。近くに移るとしても、そう簡単に条件を満たした物件は見つからない。借家人の不利益とならないよう意見をよく聴いていただきたいと強く申し上げる。

公聴会での公述意見で気になる点として、不適合建築物の定義とはなにか。住民が住んでいる家が不適合の建物なのか、そういう表現が良いのか、と感じる。また、今のこの地域は土地利用が不健全とあるが、このような言い方が良いのか。公共施設が十分に整備されていないということは書かれているが、この言い方をするなら、寝屋川の街の多くが不健全となりかねない。行政用語か知らないが、しっくりこない。このあたりはどうか。

会長

事務局、お願いします。

事務局

2軸化事業本部の守分です。不適合建築物については、密集法第118条第1項第3号イに基づいて定義されているものであり、本地区につきましては、東部大阪都市計画特定防災街区整備地区で定める建築物の敷地面積の最低限度を100平方メートルとしており、建築基準法第67条第3項の規定により、特定防災街区整備地区内においては建築物の敷地面積は特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度以上でなければならないとな

っていることから、これに該当するものが不適合建築物の扱いとなるものでございます。また、不健全についても密集法に定められたもので、当該区域東側の寝屋川市道大利清水線から都市計画道路対馬江大利線には、道路事業によって車両等が直接出入りすることができず、都市計画道路対馬江大利線に道路で区分され4メートル以上の道路に面さない土地が生じることなど、公共施設が十分に整備されていないこと、また、本地区内の建物は細分化された個々の土地に建物が建築されており、新旧の建物が混在し、当該区域の防災性や住環境を改善する任意等による一体的な再整備が難しい状況にあることから、土地の利用状況が不健全であると考えております。

委員 敷地が100平方メートル未満であるから不適合というが、広ければ良いというものでもないと思う。水路側の道が狭いのはわかるが、道路自体は4メートルある。それを言い出すと寝屋川の街の多くが不健全ということになるが、このような表現で良いのか。法律用語か知らないが、もう少し市民が理解できるような言い方はできないのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 2軸化事業本部の監物です。密集法に係る事業を行う上で法律表現と御理解いただきたいと思えます。

委員 どうしてもわかりにくい感じがする。地元の皆さんがこれで行こうと言うのであれば、私は異議を唱えるものではないが、丁寧に、メリット・デメリットを十分に議論していただいて、住民の合意形成を最大限に図っていただいて、住民の

不利益にならないように、念を押して議論していただきたいと思う。

委員 意見書の要約に、技術的援助との記載があるが、これは何か。

会長 事務局、お願いします。

事務局 技術的援助につきましては、密集法第 273 条に基づき、準備組合から市長へ技術的支援要請がされております。寝屋川市においては、その技術的支援要請に基づいて、大阪府や関係機関協議等を行っております。

委員 もう少し具体的に、市は何をするのか教えていただきたい。

会長 事務局、お願いします。

事務局 今までの事例で言いますと、水道や電気、通信などのライフラインについて、関係機関との協議を行うことなどが挙げられます。

委員 長谷工コーポレーションが中心となって、事業を進めているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 長谷工コーポレーションが事業組合事務局となり、実施設計を行い、関係機関協議に必要な資料等を作成しつつ、行政と共に関係機関協議を行うこととなります。

委員 施行区域の一部には、都市計画道路対馬江大利線の道路整備事業に関わる部分があり、撤収されていないところもあるが、大丈夫なのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 話し合いをさせていただいているところです。関係課と連携を図りながら、御説明をさせていただき、御理解いただけるよう努めてまいります。

委員 この部分については、周辺住民の方々も非常に心配されていると思うので、関係課と協力しながら、事業がスムーズに進めるようお願いする。

委員 区画道路の延長は、どこからどこまでを指しているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 各区画道路の起終点の延長でございます。

委員 従前と比べて、道路は増えるのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 区画道路1号線、区画道路3号線につきましては、拡幅を行うものです。区画道路2号線につきましては、区画道路3号線に接続する部分を、新たに道路として整備するものです。

委員	区画道路1号線の幅員は、4.35メートルから6.35メートルとなっているが、今後、どのように整備されるのか。
会長	事務局、お願いします。
事務局	既存道路や対側の土地の現況に合わせて道路整備を行っていきますので、本事業の土地利用計画上で、必要な幅員が確保されるよう検討を進めていただくこととなります。
委員	本件において、想定している災害は何か。
会長	事務局、お願いします。
事務局	地震及び地震に伴う火災を想定しています。
委員	防災施設建築物も地震と地震に伴う火災を想定したものとなっているのか。
会長	事務局、お願いします。
事務局	その通りでございます。
委員	構造として、耐火建築物とするとあるが、耐震についてはどうなのか。
会長	事務局、お願いします。
事務局	耐震基準に則った建築物を設計することが考えられます。

委員	A街区とあるが、今後の協議によっては、B街区、C街区と事業は続いていくのか。
会長	事務局、お願いします。
事務局	地元のまちづくり勉強会では、連鎖的なまちづくりをイメージされていますが、今後については、現時点で具体的な案は出ておらず、事業手法等も含めて検討されている状況です。
委員	A街区に捉われがちだが、南海トラフ地震等の巨大地震が発生した場合、地区周辺にも影響は及ぶものであり、大きな目線で最悪の事態を想定した上で、道路幅員が適切かどうか等、地元の皆さんと協議や検討を進めていただきたい。
会長	事務局、お願いします。
事務局	地元の勉強会では、道路幅員は4メートル以上あれば緊急車両が通行可能で、6メートル以上あれば延焼遮断や避難経路の確保が可能である等、過去の災害事例等を参考に、検討を進められております。
委員	過去の事例はあまり意味がなくなっている。過去最大規模を超える規模の災害も起こりうるため、難しいとは思いますが、最悪の事態を想定して検討を進めてもらうよう、行政からも伝えていただきたい。
会長	事務局、お願いします。
事務局	情報等を集め、地元の皆さんとしっかり協議していきます。

委員 この事業に対して、市はどのように関わっており、責任はどこまであるのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 行政の関わり方としましては、事業が頓挫しないように、法的手続きに瑕疵がないかチェックしていくことと考えております。

委員 事業を頓挫させないということが行政の最大の責任であると認識している。また、市の玄関口である寝屋川市駅前であることから、非常に大事な場所になると思うが、市から働きかけていることはあるのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 地元の皆さんとは話し合いをさせていただいており、まだ具体的な計画はありませんが、協議した中では、にぎわい軸として都市計画道路対馬江大利線に面した1階部分は店舗等を整備することや、防災軸として商店街からの道路整備、友呂岐水路の環境整備等を考えられております。具体化できるよう、協議を進めてまいります。

委員 友呂岐水路沿いの道路を、更に拡幅させるようなことは考えていないのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局	友呂岐水路沿いの区画道路は、公共用地管理者と協議をしながら、4.35メートルに拡幅整備されるものです。
委員	市の予算はどのように関わっているのか。
会長	事務局、お願いします。
事務局	周辺道路の公共施設や、建築物の共用部が、国庫補助事業の補助対象となる部分となります。この部分について、国、府及び市が補助していくこととなります。
委員	市の予算が関わる部分は重要となるため、しっかりと見ていきたい。また、駅前であるため、緑地などの市民の憩える場所の整備は考えているのか。
会長	事務局、お願いします。
事務局	具体的な計画はまだありませんが、条例等の緑化基準に則って整備されることとなります。地元の皆さんや地権者の意見を聴きながら、できる限り対応していきたいと考えております。
委員	地元の方や地権者の方にしっかり納得していただきながら、寝屋川市の駅前をより良いものにし、住みよい環境、選ばれるまちとなるよう、しっかりと検討を進めていただきたい。
委員	決定の理由に、建築物の不燃化を強化とあるが、従来の建築物と比べて、どのように不燃化が強化されるのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 防災施設建築物の整備に関する計画において、建築物の構造を鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の耐火建築物とするとしていることから、不燃化は強化されるものと考えております。

委員 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の耐火建築物とあるが、この「等」には何が含まれているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 この「等」につきましては、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に類するものと御理解いただければと思います。

委員 建築物の壁や内装の材質は、どのようなものを検討しているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 この地区は防火地域に指定されておりますので、建築基準法に則った建築物になるものと御理解いただきたいと思えます。

委員 具体的に、どのようなものとなるのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 防火壁や不燃材の屋根、窓についても網入りなどの防火設備を設けることになると考えております。

委員 先程も質疑として挙がっていたが、借家人について、特に高齢者是对応が難しいと考えるが、借家人への丁寧な対応について、どのように考えているのか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 借家人の方の事情をお聴きしながら、支援していきたいと考えております。準備組合、今後の事業組合においても、長谷工コーポレーションやデベロッパー、住宅販売会社、不動産関係の方々が、事業協力者として参画されることになると考えており、民間のノウハウを活かしながら、各個人の希望に沿えるようなサポートを進めていきたいと考えております。

委員 提案ではあるが、意見書の2つ目の項目について、「定款や議事録等が存在せず」と「本件準備組合をいかなる根拠に基づき」の2点については市の考え方で説明されていたが、「いかなる性質の団体として取り扱っているのか」については説明が不十分であり、質疑の中で答えが得られた状況であった。対外的に説明する際には、その点まで説明する方が親切ではないかと考える。

事務局 今後、準備組合が積極的に事業を進めていくということについて、しっかりと説明していきたいと考えております。

会長

他にございませんか。

市民の皆さんの視線に立った、また、長い目で見た様々な御意見ありがとうございました。

他、よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、質疑を打ち切ります。議案第 163 号「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定」及び議案第 164 号「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定」につきまして、原案に御異議ございませんか。

委員

異議なし。

会長

御異議がないようですので、議案第 163 号「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定」及び議案第 164 号「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定」について、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、報告案件に入りたいと思います。寝屋川市立地適正化計画の改定（骨子）について、事務局より説明してください

事務局

それでは、寝屋川市立地適正化計画改定について、調査・分析状況や改定の方向性をまとめておりますので、資料に基づき説明いたします。

2 軸化事業本部の田中です。

それでは、順に御説明いたします。

まず、「第 I 章 現行計画と改定の主旨」でございます。

資料 2 ページの「立地適正化計画とは」、3 ページの「現行計画の概要」につきましては、前回の審議会で御説明いたしましたので、今回は説明を省略させていただきます。

資料の 4 ページを御覧ください。

「改定の背景と改定に当たっての検討項目」でございます。
まず、改定の背景でございます。1 点目は、都市再生特別措置法の改正でございます。令和 2 年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に、居住誘導区域内の防災対策等を記載する「防災指針」が位置付けられております。2 点目は、中間検証の実施でございます。立地適正化計画は、概ね 5 年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価が必要であり、現計画は策定から 5 年が経過し、目標値の検証等により、必要に応じて計画内容を見直す必要がございます。3 点目は、寝屋二丁目・寝屋川公園地区のまちづくりの取組でございます。寝屋二丁目・寝屋川公園地区のまちづくりの取組については、現在、寝屋二丁目・寝屋川公園地区において、土地区画整理の事業化に向けて取組が進められているところでございます。

次に、改定に当たっての検討項目でございます。1 点目は、防災指針の作成でございます。本市の災害リスク分析を行い、防災指針を作成いたします。2 点目は、中間検証の実施でございます。目標値等の中間検証を行い、必要に応じて計画内容を見直します。3 点目は、目標指標（施策）の見直しでございます。中間検証を踏まえ、必要に応じて、目標指標（施策）を見直します。4 点目は、誘導区域・誘導施設の見直しでございます。寝屋二丁目・寝屋川公園地区のまちづくりの進捗、また、防災指針・中間検証等を踏まえ、誘導区域及び誘導施設を見直します。

以上が、「第 I 章 現行計画と改定の主旨」でございます。

次に、「第 II 章 防災指針」でございます。

資料の 6 ページを御覧ください。

「防災指針策定の検討方法・手順」でございます。

検討方法といたしましては、まず、立地適正化計画の対象となる地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出を行います。次に、リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直しを検討します。最後に、居住誘導区域において残存するリスクに対しては、災害リスクに応じた防災・減災対策を検討し記載します。

なお、これらの検討は、検討のポイントに記載の国の考え方を踏まえて行います。

次に、検討手順といたしましては、まず、本市におけるハザード情報や都市情報を整理します。次に、ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、災害リスク分析を行います。次に、災害リスク分析や居住誘導区域の見直しに対する方向性を踏まえ、防災上の課題を整理します。次に、防災上の課題を踏まえ、取組方針を定めます。最後に、取組方針を踏まえ、具体的な取組みを検討し、記載します。

資料の7ページを御覧ください。

災害リスクと居住誘導区域設定の考え方とリスク評価の視点についてまとめております。

まず、災害リスクと居住誘導区域設定の考え方でございます。国の考え方としては、土砂災害特別警戒区域等のレッドゾーンは原則含まないこととすべき、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等のイエローゾーンは総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべきと示されております。次に、本市の現計画においては、レッドゾーンの土砂災害特別警戒区域、イエローゾーンの土砂災害警戒区域は、既に居住誘導区域から除外しています。よって、今回の改定においては、浸水想定区域を居住誘導区域から除外するかどうかを検討し、除外しない場合は、防災・減災対策を検討し、記載することとします。

次にリスク評価の視点でございます。まず、ハザード情報の一つであります、浸水深と人的被害のリスクにつきましては、2階への垂直避難を想定し、浸水深3メートルを目安に分析します。次に、ハザード情報の一つであります、浸水継続時間と避難生活環境につきましては、各家庭の食料等の備蓄は、3日分未満が多いこと等を考慮し、浸水継続時間72時間（3日）を目安に分析します。次に、避難距離につきましては、徒歩圏である半径800メートル、高齢者の場合は半径500メートルを目安に分析します。

資料の8ページを御覧ください。

「災害リスク分析」でございます。

ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析結果について順に説明いたします。なお、ハザード情報毎に、左の図が人口密度との重ね合わせ、右の図が避難施設との重ね合わせによる分析結果となっております。各ハザード情報、都市情報は、図の左下の凡例のとおり図示しています。

まず、浸水深（想定最大規模）と都市情報との重ね合わせでございます。市域の西側を中心に濃いピンク色の、浸水深3メートル以上となる区域が広がっており、左側の図の青色点線でお示ししております、浸水深3メートル以上となる区域に、人口密度が高いところが見られ、また、右側の図の青色点線でお示ししております区域に、避難施設から半径500メートル以上離れているところが見られます。

資料の9ページを御覧ください。

次に、浸水深（計画規模）と都市情報との重ね合わせでございます。先程の想定最大規模での浸水とは異なり、浸水深3メートル以上となる区域はございませんが、市域の南部に浸水する区域があり、人口密度が高いところが見られ、また、避難施設から半径500メートル以上離れているところが見ら

れます。

資料の 10 ページを御覧ください。

次に、浸水継続時間（想定最大規模）と都市情報との重ね合わせでございます。市域の西側を中心に濃いピンク色の、浸水継続時間 3 日以上となる区域が広がっており、浸水継続時間が 3 日以上となる区域で、人口密度が高いところが見られ、また、避難施設から半径 500 メートル以上離れているところが見られます。

資料の 11 ページを御覧ください。

次に、家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）と都市情報との重ね合わせでございます。ハザード情報としては、淀川沿いに赤斜線でお示ししている氾濫流と、各河川沿いに水色でお示している河岸侵食がございますが、河岸侵食の区域では、人口密度が高いところが見られ、また、避難施設から半径 500 メートル以上離れているところが見られます。

資料の 12 ページを御覧ください。

次に、雨水出水（内水）と都市情報との重ね合わせでございます。浸水深 3 メートル以上となる区域はございませんが、浸水する区域で人口密度が高いところが見られ、また、避難施設から半径 500 メートル以上離れているところが見られます。

資料の 13 ページを御覧ください。

土砂災害警戒区域と都市情報との重ね合わせでございます。市域の東側を中心に区域が指定されており、人口密度が高いところ、避難施設から半径 500 メートル以上離れているところが見られます。また、一部半径 800 メートル以上離れているところも見られます。

資料の 14 ページを御覧ください。

地震による全壊率と都市情報との重ね合わせでございます。

す。地震による全壊率は、市全域で5パーセント未満と低くなっており、建築物の耐震化が進んだことが、全壊率の低下につながったと考えられます。また、全壊率は低いものの、半径500メートル以内に避難施設がないところが見られません。

資料の15ページを御覧ください。

「居住誘導区域の見直しに対する方向性」でございます。これまでの災害リスク分析を踏まえ、居住誘導区域の見直しの方向性としましては、本市における洪水、雨水出水等によるハザードエリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることから、これらのハザードエリアを居住誘導区域から除くことは現実的には困難であると考えられます。このため、本市においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域に含め、災害リスクを踏まえた防災上の課題を整理した上で、水災害を主な対象として、災害リスクを回避・低減させるための防災・減災対策を本指針に位置付けるものとしたします。

資料の16ページを御覧ください。

「防災上の課題」でございます。災害リスク分析を踏まえ、防災上の課題を、災害種別ごとに整理しております。いずれの災害リスクにおいても、ハード又はソフト面での対策の検討が必要であると考えております。

資料の17ページを御覧ください。

「取組方針」でございます。防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を整理しております。これらの取組方針を踏まえ、具体的な施策やそれらの評価指標（目標値）について、検討してまいります。

以上が、「第Ⅱ章 防災指針」でございます。

次に、「第Ⅲ章 中間検証」でございます。

資料の19ページを御覧ください。

「中間検証の方法」でございます。1点目の目標値の検証では、現計画で設定されている令和22年の目標値から、令和4年時点の中間目標値を設定し、現時点での達成状況を検証します。2点目の施策の検証では、現計画で設定されている施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行い、必要に応じて施策を見直します。3点目の届出制度の検証では、法律で規定されております、居住誘導区域外における住宅開発や、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するための届出制度により、届出状況を整理し、事務手続き上の問題点や課題等を検証します。

左の表は、現計画の目標値、右の図は、届出制度の概要でございます。

資料の20ページを御覧ください。

1点目の「目標値の検証」でございます。

図は、評価指標毎に令和4年時点の中間目標値を定め、毎年の指標の推移を示したものです。令和4年時点の中間目標値の達成状況を分析しています。

評価指標1の転出超過数の減少は、中間目標値を達成しており、評価指標2の子育て世代の減少抑制、評価指標3の各種スポーツ事業の参加者数、評価指標4の市内移動の徒歩・自転車分担率の維持は、中間目標値を未達成となっております。

資料の21ページを御覧ください。

評価指標6の密集地区における不燃領域率の向上、評価指標8の地籍調査の進捗率は、中間目標値を達成しており、評価指標5の4駅の乗降客数の減少抑制、評価指標7の空き家の抑制は、中間目標値を未達成となっております。

資料の22ページを御覧ください。

目標値の検証の結果を踏まえ、分析結果を整理しておりま

す。

評価指標 8 項目のうち、中間目標値を達成しているものが 3 項目、未達成のものが 5 項目となりました。なお、未達成のうち市内移動の徒歩・自転車分担率は、大きな減少は見られませんでした。分析結果については、達成の要因としましては、各種まちづくり事業の実施や訴求力の高い施策の推進の効果等によるもの、未達成の要因としましては、新型コロナウイルス感染症による影響や高齢化等と分析いたしました。また、状況の変化等により、評価指標の見直しについて検討が必要なものもございます。これらの分析結果を踏まえ、評価指標（目標値）の見直しについて、今後検討してまいります。

資料の 23 ページを御覧ください。

2 点目の「施策の検証」でございます。

まず、施策の実施状況の調査、分析及び評価の対象となる施策につきましては、国の支援を受けて寝屋川市が行う施策、寝屋川市が独自に講ずる施策でございます。次に、方法・手順につきましては、施策毎に主な事業を選定し、主な事業毎に実績・成果、今後の方向性の整理を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを検討します。なお、これらは、関係部局へ照会等を行わせていただきました。照会の結果をとりまとめております、別紙「主な事業の実績・成果、今後の方向性」を併せて御覧ください。

調査、分析及び評価の結果につきましては、多くの施策は、立地適正化計画策定後も継続して実施されていますが、一部の施策において、新型コロナウイルス感染症による影響等により、事業の見直し等が行われているものがございました。

次に、施策の見直しにつきましては、これら施策の実施状況の調査、分析及び評価を踏まえ、今後検討してまいります。

資料の 24 ページを御覧ください。

3 点目の「届出制度の検証」でございます。

居住誘導区域外の届出状況の推移、都市機能誘導区域外の届出状況の推移は、グラフのとおりとなっております。年度により異なりますが、届出状況は居住誘導区域外の届出、都市機能誘導区域外の届出共に、多い年度でも 10 件程度となっております。

居住誘導区域外の届出は、行為制限が解除された生産緑地地区における届出が全てになっております。これは、現計画では、生産緑地地区を、居住誘導区域から除外していますが、行為制限が解除された生産緑地地区は、住宅等が建設できることが要因となっております。そのため、行為制限が解除された生産緑地地区を居住誘導区域に含めるか、検討が必要であると考えております。

都市機能誘導区域外の届出内訳は、下の図のとおり、商業施設や診療所が比較的多くなっております。特に診療所のような身近に利用する施設は、誘導施設に設定する必要があるか、検討が必要であると考えております。

以上が、「第三章 中間検証」でございます。

最後に、「第四章 誘導区域・誘導施設の見直し」でございます。

資料の 26 ページを御覧ください。

「誘導区域の見直し」でございます。

防災指針の検討、現行計画の中間検証等を踏まえ、誘導区域の見直し案を作成したものです。1 点目は、洪水・内水の区域は、広範囲に及び、全ての住民を災害リスクの低い地域に誘導することは現実的には困難であることから、居住誘導区域に含めること。2 点目は、行為制限が解除された生産緑地地区は、住宅等を建設できることから居住誘導区域に含め

ること。3点目は、星田駅周辺エリアでまちづくりの取り組みが進められている寝屋二丁目・寝屋川公園地区を誘導区域に追加すること。以上の3点が見直し内容でございます。

資料の27ページを御覧ください。

「誘導施設の見直し」でございます。

左の表は現行計画における誘導施設でございます。誘導施設の見直しについては、中間検証の結果や、公共施設の適正化等を踏まえ、検討してまいります。

以上が、「第IV章 誘導区域・誘導施設の見直し」でございます。

以上をもちまして、「寝屋川市立地適正化計画改定の骨子」について説明を終わります。

会長

ただいま、報告案件の説明が終わりました。

内容について、何か御質問等ございませんでしょうか。

委員

なし。

会長

ないようでございますので、これで、報告案件につきまして終わらせていただきます。

その他、御意見等がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

委員

当審議会の議事録は、発言した委員と事務局職員の氏名が記載されていない。市議会では、誰が発言したのかがわかるように、議員や職員の氏名が掲載される。私が委員として務める国民健康保険運営協議会の議事録も、発言者の氏名を記載している。当審議会においても、誰がどのような発言したのかを記載しても問題ないと思っている。また、内閣総理大

臣決定の「行政文書の管理に関するガイドライン」においても、「審議会等や懇談会等については、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。」と書かれているため、この内容も踏まえて検討したい。今までこの内容についての議論したことはなかったとのことなので、この場ですぐに決めることではないと思うが、このような流れがあることを前向きに捉えて、委員としてしっかりと責任を持った発言ができるよう、次回、検討したい。

会長

審議会の議事録について、発言された委員の氏名を記載すべきとの御意見だったかと思いますが、事務局から説明すべき事項はありますか。

事務局

本市におきましては、平成23年2月開催の都市計画審議会から議事録の発言者の氏名を記載しておりません。委員の氏名を含んだ発言につきましても、氏名を伏せて記載しております。保存文書の都合により理由は不明でございます。発言者の氏名を伏せて議事録を作成することにつきましては、当時の審議会の委員にお諮りし、了解をいただいた上で、行っている経過がございます。そのため、議事録の記載方法につきましては、委員の皆様において、御判断いただきたいと考えております。

会長

事務局から、議事録の記載方法については、委員において判断するとの説明がありました。本日いただいた御意見とい

うこともあり、今は判断しかねるとのお考えもあると思います。できれば、事務局から委員の皆様へ個別で御意見を伺った上で、次回の都市計画審議会でお諮りしたいと考えますが、皆さん、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。それでは、事務局にて委員の皆さんへ御意見を伺った上で、次回、お諮りしたいと思います。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。慎重審議いただきありがとうございました。

事務局 本日は誠にありがとうございました。最後に、2軸化事業本部長代理の竹本より、閉会の御挨拶を申し上げます。

本部長代理 閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日は、慎重に御審議をいただきまして、また、貴重な御意見を賜り誠に有難うございました。いずれも原案どおり御承認いただき、誠にありがとうございました。

本日の審議会が今年度としては最終となりますが、この1年間、委員の皆様へ多大な御協力をいただいたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後におきましても、会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本市のまちづくりに、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、暦の上では立春となりましたが、朝晩はまだまだ寒さが残っております。委員の皆様におかれましては、御自愛いただき、益々御活躍されますことを祈念いたしまして、御

事務局

礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以上をもちまして、閉会いたします。

ありがとうございました。

【閉会】